

提 供 日 2026/09/11
タイトル 住民監査請求の受理
担 当 監査委員事務局監査課
連 絡 先 監査班
TEL 054-221-2927



幸福度日本一の静岡県

住民監査請求の陳述に係る前監査委員の報酬等の支出に関する住民監査請求（その3）を令和8年8月13日に受け付け、9月9日に監査委員協議会を開催し、要件審査を行った結果、当該住民監査請求のうち、令和7年8月29日にした旅費等の支出に関する請求については受理して、監査を実施することを決定した。

1 請求人

浜松市中央区雄踏町宇布見 5211-1 星野 光央（ほしの みつお）

2 監査対象機関

静岡県出納局集中化推進課

3 請求の要旨

だれが。（県の執行機関又は職員）：

監査委員事務局総務課

前監査委員 A*及びB 2名

いつ、どのような財務会計行為を行ったのか。：

令和7年8月8日に下記前監査委員に支出した。

- ・前監査委員A 監査委員の日当報酬 36,800 円、旅費等 4,962 円
- ・前監査委員B 監査委員の日当報酬 36,800 円、旅費等 1,948 円

（本請求の経緯）

1度却下された。違法に却下された場合は、再度住民監査請求は認められる。ところが、2度目も却下された。そしてこの度、1度目の住民訴訟の判決が出た。要は、「却下は法に違う」、と裁判官が判断した。

通常、住民監査請求は、支出行為から1年以内だが、住民訴訟中は、日数の進行が止まらなければつじつまが合わなくなる。なぜなら、判決文が出たのは、8月6日。そして、原告である私のもとに届いたのは8月7日（金）。この時点で、間に合わない。私は浜松市に住んでおり、静岡県庁は静岡市にある。

郵便で出しても、最速で8月8日（土）である。この日は休日で、職員は不在のため、配達されても、受付されない。受付は8月10日（月）である。これでは、住民監査請求が正式に受理されない。

では、受け取った8月7日（金）に、住民監査請求書を作り、直接届けばいいの

* 個人情報等に係る原文の記載について、A及びBで置き換えてあります。

か。出向いたとしても、担当の職員がいなければ、受付されない。直接届けなければならない、という制度は非現実的である。

それに、今回はたまたま家に人がいたから、受け取れたが、不在であれば、郵便局員に持ち帰られた。受け取るのは7日（金）の夜、又は8日（土）の午前だった可能性もある。そうなれば、7日（金）に直接県庁に届けることは不可能である。

それでも、判決を見越して、事前に住民監査請求を出せ、というのか。判決文に、前回の却下が違法と書かれていたら受理、書かれていなければ却下、とするのだろうか。この事件は裁判官の都合で8月6日（金）に判決が出されたが、8月20日（木）の可能性もあった。裁判官の都合次第で、もうどうにもならない。

そうであるならば、日数のカウントを止める、と考えるのが常識的である。期日がわかっている被告答弁書が作成された6月10日（もっと前でもいいが期日を示す文書が手元にない）を基準として、判決文が出された8月6日（受け取った8月7日でもいい）の間は、日数のカウントを止める。約2ヶ月分。そうすれば、この請求が、支出行為から1年を超えていることに正当な理由があることになる。

その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか。：

令和7年7月25日に行われた住民監査請求の陳述機会に参加した対価として報酬等が支出されたが、報酬等は適法に職務を遂行した場合にのみ支給されるべきである。ところが、前監査委員2名は、態度が悪かった。請求人が提出した書類を読まずに、陳述の機会に現れ、その結果、質問すらできなかった。監査基準の中に「監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に」等とあるが、前監査委員2名は高潔な人格ではないので監査基準に従っていない。地方自治法には、監査基準に従わなければならないとされており、地方自治法違反である。

その行為により、どのような損害が県に生じているのか。：

支出した報酬等全額が損害。

どのような措置を請求するのか。：

- (1) 監査委員に、「監査基準」を守れないことは、違法であることを徹底すること。
- (2) 監査委員に、「監査基準」を守れないことは、違法であることを伝えても、監査基準を順守できないとしたら、その監査委員の過失、重過失、又は故意であることを明らかにすること。
- (3) 人格が高潔ではない者を、違法に、監査委員に選任しないこと。
- (4) 監査委員に「監査基準」の絶対遵守を徹底させること。

4 今後の予定

- (1) 請求人が陳述を希望しないため、請求人の陳述の聴取は行わない。また、監査対象機関の陳述の聴取も行わない。
- (2) 地方自治法の規定に従い、令和8年10月12日（月）までに監査結果を出す。（住民監査請求を受け付けた日の翌日から起算して60日以内）